



趣旨

- 面的なまとまりをもった森林で、自然地形を生かした路網整備と間伐を一体的に進めることで、施業のコストダウンを進めます。



主な支援対象者

- 森林経営計画（詳細は右を参照）の認定を受けた方
- 森林施業計画の認定を受けた方（※）
- 特定間伐等促進計画における特定間伐等の実施主体（※）

※ 集約化実施計画の対象森林で実施する場合があります。



支援対象となる作業

- 地拵え、植栽等
- 下刈り(10年生以下(ただし、コンテナ苗を植栽した林分については5年生以下))
- 枝打ち(30年生以下)
- 雪起こし(25年生以下)
- 倒木起こし(25年生以下)
- 除伐(25年生以下)
- 保育間伐(35年生以下又は伐採木の平均胸高直径18cm未満)
- 間伐(60年生以下)
- 更新伐(90年生以下)
- 付帯施設等整備(※)
 - ・ 鳥獣外防止施設等整備
 - ・ 林内作業場等整備
 - ・ 林床保全整備
 - ・ 荒廃竹林整備
- 森林作業道整備(※)

※ 左の作業と一体的に実施することが必要です。



間伐、更新伐の支援の条件

- 施業の集約化
森林経営計画ごとに5ha以上の実施箇所を束ねて申請(共同による申請も可能)

※ 森林施業計画、特定間伐等促進計画の場合は集約化実施計画ごとに申請します。
※ 1森林経営計画内の間伐等を行うべき箇所の全ての合計面積が5ha未満の場合、それら全てを一括して実施する場合は支援対象となる場合があります。

- 伐採木の搬出
実施箇所1ha当たり平均10m³以上の木材を搬出

※ 間伐等の実施箇所の一部に搬出できない箇所があっても、平均で10m³/ha以上を満たしていれば支援対象となります。



集約化や路網整備の推進による施業の低コスト化

- 間伐等の補助単価については、低コスト化に取り組んでいる事業体を参考に、主な作業の種類ごとに国が標準的な作業工程を提示し、これに基づき都道府県が労賃等を加味して単価を設定することにより、施業の低コスト化や採算性の向上を図っています。

【間伐の作業工程の例】



【選木・伐倒】

【集材】

【造材】

森林経営計画について

○ 目的

森林の有する多面的機能の十全な発揮に資する持続的な森林経営を確立するため、5年間の森林の施業及び保護(森林の経営)に関する計画を作成するものです。

○ 作成主体

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた方が単独または共同で作成します。

○ 認定主体

市町村長が認定します。(都道府県知事、農林水産大臣の場合あり)

○ 主な計画事項

- ・ 森林の経営に関する長期の方針を記載するほか、5年間の造林、保育、伐採(主伐・間伐)の実施、森林経営の共同化、作業路網の整備、森林の保護に関する計画が必要です。
- ・ 共同して計画を作成する場合は、共同して行う施業の種類及びその実施方法を定めることが必要です。
- ・ 任意で受託等による森林経営の規模の拡大の目標を定めることができます。

○ 計画対象森林

- ・ 民有林を対象とします(公有林、国有林分収造林地を含みます)。
 - ・ ① 林班計画: 林班又は隣接する複数林班の面積の2分の1以上の森林
 - ・ ② 区域計画: 市町村長が定める一定の区域内における30ha以上の森林(①②とも林班又は区域内に所有及び経営を受託している森林の全て)
 - ・ ③ 属人計画: 100ha以上の森林を所有している方の所有森林及び経営を受託している森林の全て
- を対象として、計画を作成します。

環境林整備事業

公的森林整備

趣旨

- 所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない条件不利地等において、森林の公益的機能を発揮させる観点から、公的主体による広葉樹林化等を支援します。

主な支援対象者

- 都道府県、市町村（森林所有者との協定（※）の締結が必要）
- 森林整備法人、森林組合、NPO法人など（森林所有者及び地方公共団体との三者協定の締結が必要）

※ 協定には、事業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める必要があります（必要な路網整備による場合などは除く）。

支援対象となる作業

- 地拵え、植栽等
 - 下刈り(10年生以下(ただし、コンテナ苗を植栽した林分については5年生以下))
 - 枝打ち(30年生以下)
 - 雪起こし(25年生以下)
 - 倒木起こし(25年生以下)
 - 除伐(25年生以下)
 - 保育間伐(35年生以下又は伐採木の平均胸高直径18cm未満)
 - 間伐(60年生以下)
 - 更新伐(90年生以下)
- 付帯施設等整備(※)
 - ・ 鳥獣外防止施設等整備
 - ・ 林内作業場等整備
 - ・ 林床保全整備
 - ・ 荒廃竹林整備
 - 森林作業道整備(※)

※ 左の作業と一体的に実施することが必要です。

例えばこんな場合に使えます。

広葉樹のある森林にしたい

山奥で遠い、傾斜がきついなどのため、手入れがされていない人工林を伐採して、広葉樹のある森林にしたいのですが、自分ではなかなかできません。

都道府県や市町村等による広葉樹林化のための施業(更新伐)を支援します。

伐り捨て間伐をしたい

木を植えてから長く経っているのに成長がよくなく、今は木材を搬出できる道もないため、伐り捨て間伐をしたい。

都道府県や市町村等による保育のための間伐を支援します(本事業では、60年生以下まで搬出を要件としない間伐を実施することが可能)。

被害森林整備

※ マツクイムシによる被害は、環境林整備事業の保全松林緊急保護整備で対応することとしています。

趣旨

- 台風や大雨等の気象害等による被害森林であって、所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない森林において、森林所有者との協定に基づいて行う人工造林等を支援します。

主な支援対象者

- 都道府県、市町村（原則として、森林所有者との協定締結が必要）
- 森林整備法人、森林組合、NPO法人など（森林所有者及び地方公共団体との三者協定の締結が必要）

※ 公的森林整備と同様。

支援対象となる作業

公的森林整備と同様のメニュー（※）に加え、野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行うシカ侵入防止柵の設置や、シカ等の誘引捕獲を行う「森林保全再生整備」があります。

※ 一部異なるメニューがあります。

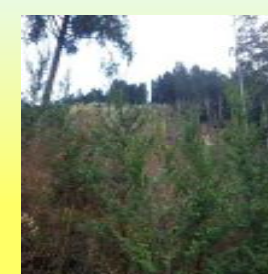
例えばこんな場合に使えます。

風害を受けた森林を再生したい



台風による風倒木の様子

台風により所有する森林において大量の風倒木が発生しましたが、自分では風倒木の処理等ができません。



植栽後の様子

都道府県や市町村等による被害森林の再生のための風倒木の処理や植栽等を支援します。

シカの食害を受けた森林で対策を行いたい



食害により荒廃した森林の様子

シカによる食害対策として、高機能な防護柵の設置やシカの捕獲を進めたい。



シカの誘引捕獲

高機能な防護柵

都道府県や市町村等による鳥獣の誘引捕獲や防護柵の設置を支援します。

森林経営計画制度

平成27年4月

計画の目的

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

計画の対象となる森林

- ・民有林(公有林、国有林分収造林地を含む。)を対象とします。
- ・森林経営計画には、属地計画(林班計画、区域計画)、属人計画があり、それぞれ次の要件を満たす必要があります。

属地計画

林班計画 : 林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模であること

区域計画※: 市町村長が定める一定区域内において30ha以上の面積規模であること

いずれも、林班等内又は区域内に自ら所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とする必要があります。

※制度改正により26年4月から作成可能になりました。

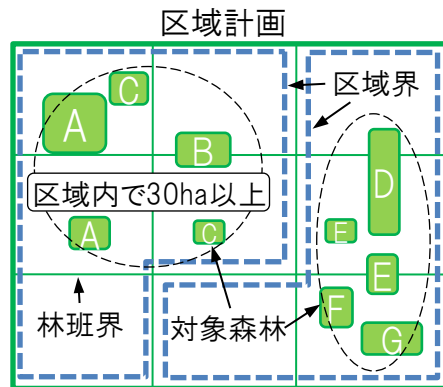
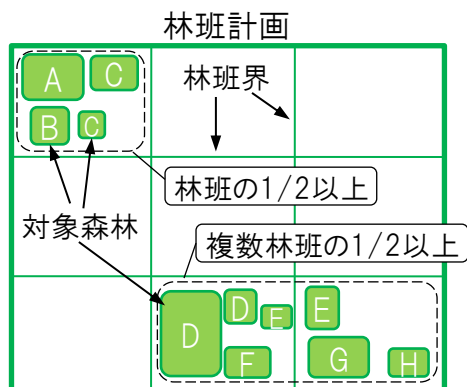
属人計画

自ら所有している森林の面積が100ha以上であって、その所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とすること

※ 属人計画は、森林所有者が単独で計画を作成する場合に限りです。共同による作成はできません。

属地計画

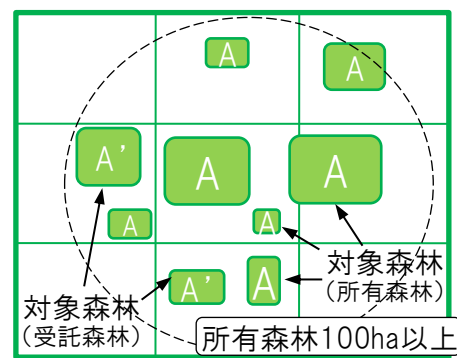
地形その他の自然条件等から一体として整備することを相当とする森林において作成する計画



※区域は、大尾根や河川、路網の状況等を勘案して市町村森林整備計画において定められます。

属人計画

森林の経営の実施の状況から一体として整備することを相当とする森林において作成する計画



計画の作成者

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、単独で、又は共同で森林経営計画を作成することができます。

例えば、属地計画の場合

- ・「森林所有者」が単独で計画を作成
- ・「森林の経営の委託を受けた者」が単独で計画を作成
- ・複数の「森林所有者」が集まって、共同で計画を作成
- ・「森林所有者」と「森林の経営の委託を受けた者」が共同で計画を作成
- ・複数の「森林の経営の委託を受けた者」が共同で計画を作成

※単独で計画を作成した場合であっても、共同による計画作成の申し出があった場合には、これに協力することが重要です。

※ 「森林の経営の委託」とは、森林の施業及び保護の委託であり、「木材の販売」など財産の処分に関わることを委任することは必須ではありませんが、「木材の販売」を委託事項に含む森林経営委託契約書を締結する場合は、印紙税の課税関係が変わる場合がありますので、あらかじめ最寄りの都道府県出先機関などに相談して下さい。

計画書の主な記載事項

- ・ 森林の経営に関する長期の方針
- ・ 計画対象森林の現況並びに間伐及び主伐の施業履歴
- ・ 伐採(主伐・間伐)、造林及び保育の実施計画
- ・ 森林の保護に関する事項
- ・ 森林の施業及び保護の共同化に関する事項
- ・ 路網整備に関する事項
- ・ 森林の経営の規模拡大及びそのために必要な路網整備等の目標(必要に応じて記載)

認定申請先

(1) 認定申請先

森林経営計画の対象とする森林が、

- 1つの市町村の区域内にある場合 : 市町村の長
- 複数の市町村にわたる場合 : 都道府県知事
- 複数の都道府県にわたる場合 : 農林水産大臣

(2) 認定申請の時期

認定申請先に応じて、次に掲げる日までに認定請求書等を提出します。

- 市町村の長 : 森林経営計画の始期の20日前
- 都道府県知事 : // 30日前
- 農林水産大臣 : // 60日前

必要な書類等

(1) 森林経営計画認定請求書(農林水産大臣告示に定める様式による。)

(2) 森林経営計画書

(3) 添付書類

① 次の事項を表示した図面

- ・ 計画対象森林の所在
- ・ 計画対象森林の施業及び保護を実施するために必要な路網整備等の状況
- ・ 主伐を行う区域

② 森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面

(森林の経営の委託を受けた者が森林経営計画を作成する場合に限る。)

③ 森林の施業及び保護を実施するために必要な路網整備等につき、森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面

支援措置等

森林経営計画を作成した場合、以下のような支援措置等が設けられています。

(1) 税制

所得税: 山林所得に係る森林計画特別控除

相続税: 計画伐採に係る相続税の延納等の特例

立木及び林地に係る課税価格の特例

公益的機能別施業森林の評価減

山林についての相続税の納税猶予(規模拡大目標を定めた属人計画のみ※)

※ 相続税の納税猶予の適用を受けようとする場合、計画書の記載事項や必要な書類が異なりますので、最寄りの都道府県出先機関などに事前にご相談下さい。

(2) 金融

日本政策金融公庫資金等における融資条件の優遇

(3) 補助金等

森林環境保全直接支援事業(造林補助)

森林整備地域活動支援交付金

※ また、森林経営計画の対象森林から伐採、生産された木材は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度において、「一般木質バイオマス」及び「建設資材廃棄物」と比べ、高い調達価格の区分(2,000kW未満:40円、2,000kW以上:32円(金額は1kwh当たりの税抜き価格))が適用されます。

林家のための森林経営計画ガイド

平成26年4月版

森林経営計画は、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、一体的なまとまりのある森林を対象として森林の施業及び保護についてたてる5年間の計画です。

森林経営計画には、

- ① 林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模を要件とする「林班計画」
- ② 市町村長が定める一定の区域内で30ha以上の面積規模を要件とする「区域計画」
- ③ 自ら所有している森林の面積が100ha以上であることを要件とする「属人計画」

の3種類があります。このガイドは、主に自ら森林の経営を行う林家の方が森林経営計画をたてる時のポイントを分かりやすくまとめたものです。

森林経営計画は「健全な山づくり」と「手出しが少ない山の手入れ」の第一歩です。

「森林経営計画制度」は、一体となった森林で間伐などの施業等を計画するもので、資源として充実してきた森林を効率的に整備し、まとめて木材を供給していくことをねらいとしています。

計画をたてると、間伐等の造林補助金の支援を受けることができ、森林経営計画は「健全な山づくり」、「手出しが少ない山の手入れ」の第一歩です。

平成26年4月からは、制度改正により「区域計画」が追加され、意欲ある様々な林家の皆さんが、より現場の実態に即した形で計画をたてられるようになりました。



林家の方が森林経営計画をたてる方法は様々あり、自分で選ぶことができます。

パターン1 林家の方が個人で100ha以上の森林を所有している場合(自分で計画をたてる場合)

- ・ 所有森林のすべてを対象にした計画をたてることができます。(属人計画)
- ※ 他の森林所有者から委託を受けた森林も計画の対象となります。

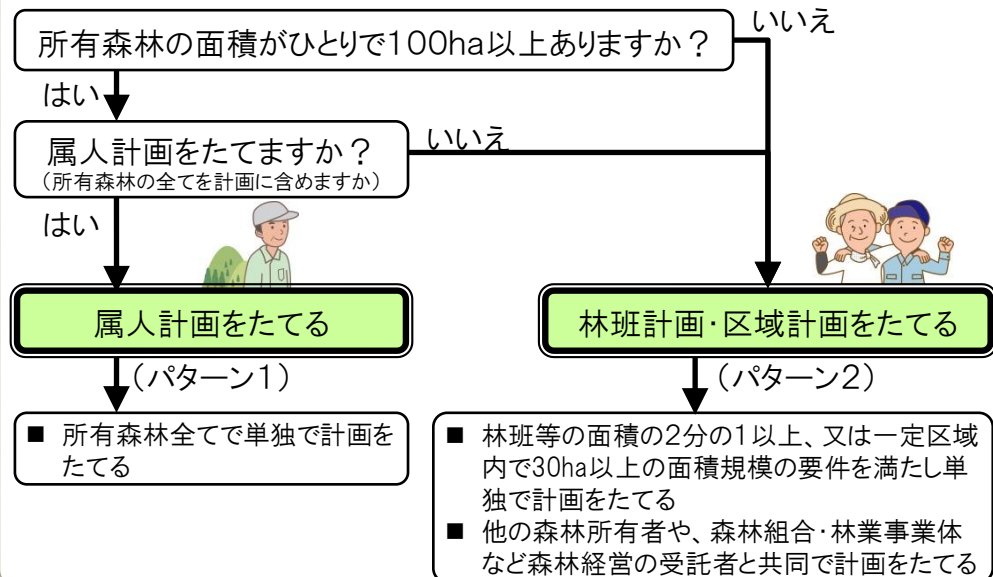
パターン2 100ha未満の森林を所有している場合(自分で計画をたてる場合)

- ・ 「林班等の面積の2分の1以上」、又は「区域内で30ha以上」の面積を所有又は受託している場合は、単独で計画をたてるができます。
- ※ 林班内又は区域内の所有・受託森林の全てを計画対象とする必要があります
- ・ 所有森林等が上記に足りない場合は、他の森林所有者や森林経営の受託者(森林組合や林業事業体など)と共同(連名)で、森林を面的にまとめて計画をたてるができます。
- ※ 森林経営計画の作成者は、同一林班内の他者から共同による計画作成の申出があった場合は、これに協力する必要があります。

パターン3 所有森林の経営を他に任せる場合(自分で計画をたてない場合)

- ・ 森林組合や林業事業体などに森林の経営を委託し、森林を面的にまとめて計画をたててもらうことができます。
- ※ 森林の経営の委託は森林の施業及び保護の委託であり、木材の販売など財産の処分に関わることの委任は必須ではありません。

自分で計画をたてる場合



自分で計画をたてない場合

(森林組合や林業事業体などに森林の経営を任せる場合)



Q1 他者と共同で森林経営計画をたてると自由に森林経営が行えないのでは？

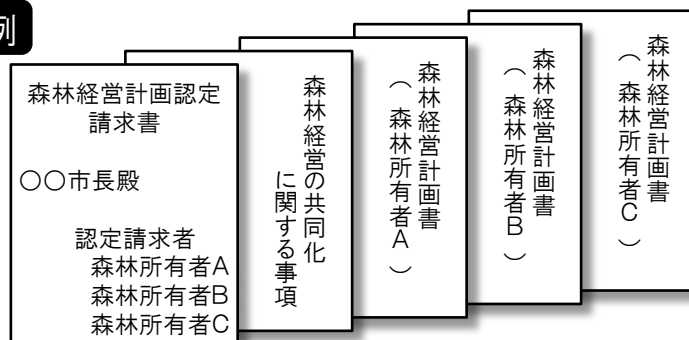
共同で計画をたてる場合、計画書の「森林経営の共同化に関する事項」のみを共同で作成し、それ以外の部分については森林所有者ごとに作成し、それを束ねて申請することもできます。

※「森林経営の共同化に関する事項」には、共同して行う森林の経営の長期の方針、森林作業道等の施設の設置及び維持管理に関する事項などを記載します。

また、その内容は自らの所有森林については自分が定めるので、適切な施業と認められるものであれば、自由に森林経営を行うことが可能です。

※ただし、森林経営計画は、面的なまとまりのもと効率的な森林整備を実現することをねらいとしていますので、路網の整備や林内作業などで共同作成者間の協力に努めましょう。

共同計画の作成例



Q2 自分で森林経営計画の書類を作成することが難しいのですが、どうすれば良いでしょうか？

計画の作成事務のみを委託により代行してくれる森林組合や林業事業体などもありますし、計画作成を支援するソフトを作成し、林家の方に配布している都道府県もありますので、下記までお問い合わせ下さい。



Q3 間伐等の造林補助金をもらうためには、森林組合などの林業事業体と森林経営委託契約を結ばなければいけないのですか？

間伐等の造林補助金は、「森林経営計画の認定を受けた者」が受けることができます。また、森林経営計画をたてる方法は、前ページのとおり林家の方が選べます。

このため、林家の方が森林経営計画の認定を受けていれば、林家の方が直接、補助金を申請し、受領することができます。また、補助金の申請・受領事務を森林組合や林業事業体などに委任することもできます。

間伐等の造林補助金(森林環境保全直接支援事業)の支援対象作業

- | | | |
|------------------------------|---|--|
| ① 人工造林、樹下植栽等 | ⑧ 間伐(60年生以下) | ⑪ 付帯施設等整備 (①～⑨の作業と一体的に実施) ● 鳥獣害防止施設等 ● 林内作業場等 ● 林床保全 ● 荒廃竹林 |
| ② 下刈り(10年生以下) | ⑨ 更新伐(90年生以下) ● 育成複層林の造成及び育成 ● 広葉樹林化の促進 ● 天然林の改善 | |
| ③ 枝打ち(30年生以下) | ⑩ 森林作業道の開設及び改良 (①～⑨の作業と一体的に実施) | |
| ④ 雪起こし(25年生以下) | | |
| ⑤ 倒木起こし(25年生以下) | | |
| ⑥ 除伐(25年生以下) | | |
| ⑦ 保育間伐(35年生以下又は平均胸高直径18cm未満) | | |

※林齢等は上記と異なる制限がある場合があります。
※この他、事業規模等の補助要件があります。



「森林経営計画制度」に関するお問い合わせ、ご相談は

まずは、都道府県庁又はその出先機関等の林業普及指導員・森林総合監理士(フォレスター)や、市町村の林務担当職員、森林組合などの林業事業体に所属する森林施業プランナーにご相談ください。



森林施業の集約化に向けた取組を支援します ～ 森林整備地域活動支援交付金 ～









事業概要

- 森林経営計画の作成、森林施業の集約化に向けた森林情報の収集、森林の現況調査、境界の確認、森林所有者の合意形成活動を支援します。
- あわせて、既存路網の簡易な改良も支援します。

実施主体

- 森林所有者、森林組合、林業事業体等(※)
- ※市町村長と活動内容について協定を締結していただく必要があります。

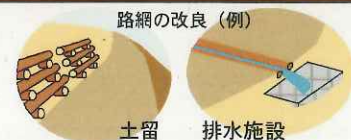
支援対象活動

| | |
|---|---|
| <p>① 森林情報の収集活動 ※森林経営計画作成時の活動に限ります。</p> <p>森林経営計画作成に必要な、森林所有者や施業履歴などの基本的な森林情報を取得するための作業です。</p> |   <p>情報の収集・整理</p> <p>現地確認</p> |
| <p>② 森林調査</p> <p>施業量や施業方法を決定するために必要な詳細な調査です。</p> |  <p>立木調査</p> |
| <p>③ 合意形成活動</p> <p>森林経営計画作成や間伐などの施業実施に関する関係者との合意形成をはかるために必要な活動です。</p> |   <p>現地での説明</p> <p>戸別訪問による説明</p> |
| <p>④ 境界の確認</p> <p>施業実施に当たって、現地杭がないなど境界が不明瞭となっている地域において、森林所有者などの関係者の立会のもとで、境界の確認を行う作業です。</p> |   <p>所有者立会のもと境界を確認</p> |
| <p>○不在村森林所有者情報の取得（経営計画作成時の加算措置）</p> <p>不在村者の現地立会いやGPSを活用した境界の確定などが含まれます。</p>  <p>現地での境界確定</p> | |

※ 各欄の活動の例に限らず、森林経営計画作成や施業集約化に必要な調査や合意形成活動であれば幅広く支援できるものとなっています。

森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備

施業の集約化等を進める上で必要となる既存路網の簡易な改良活動です。
例えば、木製の横断溝、土留、洗い越しなどの改良活動が含まれます。



交付単価

1. 森林経営計画作成、施業の集約化に対する支援

| 支援の内容 | 交付金の算定の基礎となる森林 | |
|------------|---------------------|--------------|
| 森林経営計画作成 | 森林経営計画作成の同意が得られた森林 | 4,000円/ha ※2 |
| 集約化間伐の同意取得 | 間伐を実施することの同意が得られた森林 | 15,000円/ha |
| 森林境界の確認 | 森林境界の確認等が実施された森林 | 8,000円/ha |

※1：これらの支援を組み合わせ実施した場合、それぞれの単価を合計した金額の交付を受けることができます。

※2：不在村森林所有者を対象とした現地立会いを実施する場合は7,000円/ha（それと合わせてGPSを活用した境界の確定を実施する場合は15,500円/ha）が加算されます。

2. 森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備

| 支援の内容 | 交付金の算定の基礎となる森林 |
|------------------|--|
| 既存路網の簡易な改良に対する支援 | 上記1の活動を実施するための協定が締結されている対象森林 2,500円/ha(森林経営計画の対象とされていない森林) 3,000円/ha(森林経営計画の対象とされている森林) 5,000円/ha(森林経営計画の対象とされている森林であって、林班面積の1/2以上を占めている場合) |

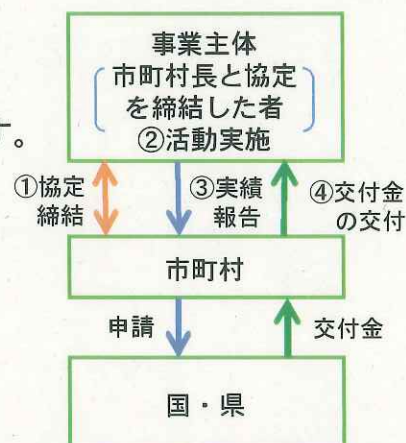
※1：金額については、国費のみを記載しています。地方公共団体（都道府県・市町村）からの交付額については市町村等の担当者にお尋ねください。

※2：交付対象者本人や従業員などが活動を実施した場合についても、労務費を人件費の中を含めることができます。

また、適切な計算手法に基づいて、地域活動分として算出した一般管理費も含めることができます。

事業の流れ

- ① 市町村と対象森林、取組内容等について協定を締結します。
- ② 協定に基づき活動を行います。
- ③ 活動の実施状況等について市町村に報告書を提出します。
- ④ 市町村が報告書の内容を確認後、交付金が支払われます。



詳細については、林野庁森林整備部森林利用課森林利用指導班（☎03-3501-3845）まで御連絡ください。